

**地域密着型特別養護老人ホーム**

**(ユニット型地域密着型介護老人福祉施設)**

**重要事項説明書**

**地域密着型特別養護老人ホーム野の香**

## 地域密着型 特別養護老人ホーム野の香 【重要事項説明書】

様に対する施設サービス提供開始にあたり、長井市指定地域密着型サービス事業の人員、設備、及び運営に関する基準等を定める条例に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は 次のとおりです。

### 1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 長井弘徳会
所在地	山形県長井市寺泉 3 5 2 5 - 1
代表者	理事長 伊藤 啓
電話	0 2 3 8 ( 8 4 ) 7 5 7 5

### 2. 当施設の概要

施設名称	地域密着型特別養護老人ホーム 野の香
所在地	山形県長井市館町南 9 番 6 3 号
電話・FAX	電話：0238-87-0567 FAX：0238-87-0588
管理者	施設長 鈴木 直人
事業の種類	ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
利用定員	29人
指定年月日・番号	平成 25 年 3 月 29 日（介護保険事業所番号）0691500052

### 3. 業の目的と運営の方針

#### (1) 事業の目的

老人福祉法の基本理念と関係法令及び通知に基づき、入居者一人ひとりの意思及び基本的人権を尊重し、少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（以下「ユニット」という。）ごとにおいて地域密着型施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営めるよう支援します。

#### (2) 運営の方針

- ①地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、入居者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、関係する長井市や介護保険関係機関、その他、地域の保健医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとします。
- ②入居者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため、心身の状態に合わせた適切な介護サービスの提供に努めます。

#### 4. 当施設全体の設備の概要

##### (1) 敷地及び建物の概要

敷地面積		4891.22 m <sup>2</sup>
建物	構造	鉄骨造 2階建(準耐火構造)・木造平屋
	延べ床面積	1698.45 m <sup>2</sup>
	居室区分	個室29部屋
	併設事業所	空床型(介護予防)短期入所生活介護

##### (2) 居室及び主な設備

居室・設備の種類	室数等
共同生活室	3ユニット(10名×2ユニット、9名×1ユニット)
浴室	4室(一般浴槽 1室、リフト付浴槽 2室、特殊浴槽 1室)
地域交流室	1室
医務室	1室

##### (3) 職員体制

従事者の職種	員数	勤務体制
管理者(施設長)	常勤1名	8:30~17:30
医師(嘱託)	1名	往診(木曜日)
生活相談員	常勤1名以上(多職種兼務可)	8:30~17:30
介護支援専門員	1名以上(多職種兼務可)	8:30~17:30
看護職員	1名以上(常勤)	8:30~17:30
介護職員	9.7名以上 (1名以上常勤)	早番① 7:00~16:00 早番② 8:00~17:00 遅番① 10:00~19:00 遅番② 12:00~21:00 夜勤 21:00~ 7:00
機能訓練指導員	1名以上	8:30~17:30
栄養士 又は 管理栄養士	1名以上	早番 6:15~15:15 遅番 10:15~19:15

## 5. 施設サービスの概要

種 類	内 容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに入居者の身体状況に合わせ、嗜好や食事形態を考慮した食事を提供します。</li> <li>・入居者の自立支援のため、離床してリビングにて家庭的な雰囲気の中で食事を摂っていただくことに努めます。</li> </ul> <p>(食事時間) 朝食：8：00 昼食 12：00 夕食 18：00          ※上記時間より2時間以内であれば、その日の状態や意向に合わせて提供させていただきます。</p>
入浴・清拭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・週に2回の入浴を提供します。ただし、状態に応じ清拭となる場合があります。</li> </ul>
介 護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設サービス計画に基づいて実施（入浴、排泄、食事などの介護、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付添いなど）します。</li> <li>・寝たきり防止の為、身体状況を考慮しながらできる限り離床に配慮します。</li> </ul> <p>※入居者の身体能力を最大限活用した援助を行います。          ・退所時の支援も行います。</p>
機 能 訓 練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機能訓練指導員等により、入居者の心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。</li> </ul>
健 康 管 理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じた健康管理を行います。</li> <li>・緊急等必要な場合には、配置医師あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。他の医療機関に通院する場合は、その介添えについて配慮します。</li> </ul>
生活相談援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当施設は、入居者およびご家族からの介護以外の日常生活に関する事の相談等についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な相談支援を行うよう努めます。</li> </ul>
社会生活上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものにするため、適宜行事等を企画します。行事によっては、別途参加自費がかかるものもございます。</li> <li>・行政機関に対する手続きが必要な場合において、入居者およびご家族等の状況によっては代行することができます。</li> </ul>
療養食等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の食事の他に、医師の指示による療養食の提供についても相談に応じます。また、嚥下状態により食事形態にも配慮します。</li> </ul>
理容サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月1回の理容サービス（別途料金）を実施しております。</li> </ul>
金銭管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金銭の管理については契約者が行うものとします。医療費等及び個人が使用した教養娯楽費等については、利用料金と同様に明細により請求いたします。</li> </ul>
貴重品の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者の介護保険証、負担割合証、健康保険証、負担限度額認定証、身体障害者手帳、診察券等の貴重品をお預かりします。</li> </ul> <p>◎管理責任者：施設長</p>

## 6. 口腔衛生管理

当施設は、入居者の口腔の健康状態に応じて、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行うものとします。また、その技術的助言及び指導に基づき、必要な事項を記載した、入居者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて定期的に当該計画を見直すものとします。

## 7. 栄養管理

当施設は栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入居者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成して管理栄養士が栄養管理を行うとともに、入居者の栄養状態を定期的に記録します。また、入居者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直すものとします。

## 8. 褥瘡の発生防止

入居者の身体状況に留意し、褥瘡発生の要因を排除するとともに発生防止と早期対応に努めます。

## 9. 看取り介護

入居者及びご家族が看取り介護を希望される場合は、「看取りに関する指針」に基づき、医師、看護師、機能訓練指導員、介護職員、栄養士、生活相談員等の職種による協働体制のもと尊厳ある安らかな死を迎えられるよう支援していくものとします。

## 10. 利用料金（法定代理受領サービスの場合）

要介護度に応じて、サービス利用料金から介護保険給付額を除いた自己負担額（1割～3割負担）と食事及び居室に係る自己負担の合計をお支払いいただきます。サービス利用料金は要介護度に応じた下記の料金表のとおりとなります。また、介護保険給付以外については、入居者の全額自己負担となります。

※食費及び居住費については、負担限度額認定を受けている場合（所得段階での補足給付による）には、介護負担限度額認定証に記載されている負担限度額の金額となります。

### （1）基本的な利用料金構成

#### 【第1段階】（生活保護受給者・市町村民税非課税世帯 高齢福祉年金受給者）

要介護度	基本部分	日常生活 継続支援 加算	夜勤職員 配置加算	看護体 制加算 (1)	個別機 能訓練 加算 I	居住費	食費 + おやつ代	月額 (30日)	
要介護1	682円	46円	46円	12円	12円	880円	300円 + 100円	2,078円	62,340円
要介護2	753円							2,149円	64,470円
要介護3	828円							2,224円	66,720円
要介護4	901円							2,297円	68,910円
要介護5	971円							2,367円	71,010円

【第2段階】（市民税非課税世帯で年金収入額と所得金額の合計が80万円以下の方）

要介護度	基本部分	日常生活 継続支援 加算	夜勤職員 配置加算	看護体 制加算 (I)	個別機 能訓練 加算 I	居住費	食費 + おやつ代	日額	月額 (30日)
要介護1	682円	46円	46円	12円	12円	880円	390円 + 100円	2,168円	65,040円
要介護2	753円							2,239円	67,170円
要介護3	828円							2,314円	69,420円
要介護4	901円							2,387円	71,610円
要介護5	971円							2,457円	73,710円

【第3段階①】（市民税非課税世帯で年金収入額と所得金額の合計が80～120万円以下の方）

要介護度	基本部分	日常生活 継続支援 加算	夜勤職員 配置加算	看護体 制加算 (I)	個別機 能訓練 加算 I	居住費	食費 + おやつ代	日額	月額 (30日)
要介護1	682円	46円	46円	12円	12円	1,370円	650円 + 100円	2,918円	87,540円
要介護2	753円							2,989円	89,670円
要介護3	828円							3,064円	91,920円
要介護4	901円							3,137円	94,110円
要介護5	971円							3,207円	96,210円

【第3段階②】（市民税非課税世帯で年金収入額と所得金額の合計が120万円を超える方）

要介護度	基本部分	日常生活 継続支援 加算	夜勤職員 配置加算	看護体 制加算 (I)	個別機 能訓練 加算 I	居住費	食費 + おやつ代	日額	月額 (30日)
要介護1	682円	46円	46円	12円	12円	1,370円	1,360円 + 100円	3,628円	108,840円
要介護2	753円							3,699円	110,970円
要介護3	828円							3,774円	113,220円
要介護4	901円							3,847円	115,410円
要介護5	971円							3,917円	117,510円

【第4段階】（市民税課税世帯の方）

※1割負担の方

要介護度	基本部分	日常生活 継続支援 加算	夜勤職員 配置加算 II	看護体 制加算 (I)	個別機 能訓練 加算 I	居住費	食費 + おやつ代	日額	月額 (30日)
要介護1	682円	46円	46円	12円	12円	2,110円	1,622円 + 100円	4,630円	138,900円
要介護2	753円							4,701円	141,030円
要介護3	828円							4,776円	143,280円
要介護4	901円							4,849円	145,470円
要介護5	971円							4,919円	147,570円

※基本部分と各加算について、2割負担の方は2倍、3割負担の方は3倍となります。

※居住費…室料+通常の生活光熱水費相当。所得段階によって自己負担額が異なります。

注) 家電製品の持ち込みに関しては、事前にご相談ください。別途光熱費を頂く場合があります。

※食費…所得段階によって自己負担額が異なります。

注) 入退院や外泊の場合においても、食事の提供があった場合には1日分の食費負担となります。

(参考) ※2割負担の方

要介護度	基本部分	日常生活 継続支援 加算	夜勤職員 配置加算	看護体 制加算 (1)	個別機 能訓練 加算 I	居住費	食費 + おやつ代	日額	月額 (30日)
要介護1	1,364円	92円	92円	24円	24円	2,110円	1,622円 + 100円	5,428円	162,840円
要介護2	1,506円							5,570円	167,100円
要介護3	1,656円							5,720円	171,600円
要介護4	1,802円							5,866円	175,980円
要介護5	1,942円							6,006円	180,180円

(参考) ※3割負担の方

要介護度	基本部分	日常生活 継続支援 加算	夜勤職員 配置加算	看護体 制加算 (1)	個別機 能訓練 加算 I	居住費	食費 + おやつ代	日額	月額 (30日)
要介護1	2,046円	138円	138円	36円	36円	2,110円	1,622円 + 100円	6,226円	186,780円
要介護2	2,259円							6,439円	193,170円
要介護3	2,484円							6,664円	199,920円
要介護4	2,703円							6,883円	206,490円
要介護5	2,913円							7,093円	212,790円

(2) 各加算 (1割負担)

日常生活継続支援加算 (再掲)	46円/日	認知症高齢者等が一定以上入所して且つ介護福祉士資格を有する職員を一定の割合配置している場合
夜勤職員配置加算 II (再掲)	46円/日	必要となる夜勤職員の数が適切に配置されている場合
看護体制加算 I (再掲)	12円/日	配置基準において看護職員が適切に配置されている場合
看護体制加算 II	23円/日	
個別機能訓練加算 II	20円/月	より入居者の自立支援に資する個別機能訓練の提供・ケアの向上を評価
栄養マネジメント強化加算	11円/日	管理栄養士を配置し、栄養ケア計画を作成、実施及び評価を行った場合
科学的介護推進体制加算	50円/月	厚労省にデータを提出し、ケアの質を高めていく取組を行った場合
褥瘡マネジメント加算 I	3円/月	褥瘡発生を予防し、早期対応に努め定期的な評価し管

褥瘡マネジメント加算Ⅱ	13 円/月	理した場合
経口維持加算 I・II	500 円/月	誤嚥が認められる方に経口維持計画を作成及び特別な管理を行った場合
経口移行加算	28 円/日	経管栄養から経口による食事摂取に移行する方に経口移行計画を作成し栄養管理及び支援を行った場合
初期加算	30 円/日	入所日から起算して 30 日以内の期間についての加算
療養食加算	6 円/食	病状に応じて療養食の提供が行われた場合の 1 食あたりの加算
生活機能向上連携加算 II	100 円/月	介護老人保健施設の理学療法士等が、当該施設を訪問し、計画に基づき入居者に対して機能訓練及び助言を行った場合
看取り介護加算	72 円/日 ※逝去日以前 31 日～45 日	医師が終末期であると判断した入居者について、看取り介護を行った場合に 45 日間を限度とする。 144 円（逝去日以前 4 日以上 30 日以下） 780 円（逝去日の前日及び前々日） 1,580 円（逝去日）
配置医師緊急時対応加算	①325 円/回 ②650 円/回 ③1,300 円/回	病状の急変等が生じて診療を行った場合、①配置医師の通常の勤務時間外の場合（早朝・夜間及び深夜を除く）、②早朝・夜間の場合、③深夜の場合
退所時栄養情報連携加算	70 円/回	退所先の医療機関等に対して、栄養管理に関する情報を提供した場合（特別食又は低栄養状態の入居者）
再入所時栄養連携加算	200 円/回	医療機関から再入所する際、医療機関の管理栄養士と連携して、栄養ケア計画を作成した場合
退所前訪問相談援助加算	460 円/回	居宅を訪問して、退所後の居宅サービス等について相談援助を行った場合
退所後訪問相談援助加算	460 円/回	退所後 30 日以内に居宅を訪問し相談援助を行った場合
退所時相談援助加算	400 円/回	居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供した場合
退所前連携加算	500 円/回	退所後の居宅における居宅サービスの利用上必要な調整を行った場合
退所時情報提供加算	250 円/回	退所先の医療機関に対して、入居者の同意を得て、心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合
協力医療機関連携加算（1）	50 円/月	協力医療機関との間で、入居者の同意を得て、病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催し連携している場合（1）①病状急変時の相談対応、②診療体制の常時確保、③病状急変時の入院（原則）受け入れ体制の確保 （2）上記①～③の要件を満たさない場合
協力医療機関連携加算（2）	5 円/月	
高齢者施設等感染対策向上加算 I	10 円/月	①協定締結医療機関と新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保している場合、②協力医療機関等と一般的な感染症の発生時等の対応を取り決め、連携のうえ適切な対応を行っている場合、③医療機関等の定期的な感染対策に関する研修等に参加している場合
高齢者施設等感染対策向上加算 II	5 円/月	感染対策に係る一定の要件を満たす医療機関から施設内で感染者が発生した際に感染制御等の実地指導を受けている場合
若年性認知症入所者受入加算	120 円/日	若年性認知症入居者の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合
入院・外泊時加算	246 円/日	入院・外泊の初日及び最終日を除き 1 ヶ月に 6 日を限度とする
サービス体制強化加算	22 円/日	介護福祉士の資格等経験豊富な職員を一定の割合配置している場合

		※日常生活継続支援加算の要件を満たさない場合
ADL 維持等加算 I	30 円/月	一定期間に、入居者の ADL（日常生活動作）の維持又は改善した度合いが一定の水準を超えた場合
ADL 維持等加算 II	60 円/月	
安全対策体制加算	20 円/日（入居初日のみ）	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合
介護職員等処遇改善加算 I	基本サービス費に各種加算減算を加えた 1 月当たりの総単位数に 14.0% を乗じた額を加算	

※2 割負担の方は 2 倍、3 割負担の方は 3 倍の金額となります。

### (3) その他の料金

#### ①任意の固定料金

項目	金額	備考
おやつ費	100 円	1 日につき。嗜好飲料含む
理容料金（散髪と顔剃り）	2,825 円	「散髪のみ」及び「顔そりのみ」は 2,125 円
エンゼルケア料金	5,000 円	看取り後の処置
浴衣代	1,700 円	看取り後の衣装
家族宿泊費	500 円	リネン洗濯代金として

#### ②入院・外泊時費用

入院・外泊した場合については、1 ヶ月に 6 日を限度として、入院または外泊の初日及び最終日を除き 1 日につき「入院・外泊時加算」を頂きますが、7 日目以降は居室取り置き代として、1 日につき「居住費」（2,110 円）のみご負担をいただきます。

なお、入院の場合、居室の取り置きは 3 ヶ月を限度とし、取り置きは 3 ヶ月以内の退院が見込まれると診断された場合とします。

#### ③日用品・教養娯楽費

日用品は、個人用として使用したいものについては個別にご準備いただきます。また、個別の希望による活動の費用等については実費相当分をいただく場合もあります。

### 11. 料金の支払方法

利用料金は 1 ヶ月ごとに精算し、翌月 10 日頃までに請求書を郵送しますので、現金払い又は銀行振込の場合はその月の 20 日までお支払いください。口座振替の場合は 15 日振替になります。尚、振込手数料は自己負担となります。入金確認後に領収書を発行いたします。

### 12. 施設入居にあたって下記の事項についてご留意ください。

#### (1) 面会について（感染予防対策等の状況により面会制限の場合があります）

ご面会をされる場合は、正面玄関の所定の場所にて面会用紙に記入をお願いします。

※ 面会時間 午前 8 時 30 分 ～ 午後 5 時 30 分 まで

※ ご家族等が宿泊する場合は、事前にご相談ください。

※ 食品を持ち込まれた場合は、必ず職員へお声がけください。

#### (2) 外出・外泊について（感染予防対策等の状況により制限の場合があります）

所定の外出申請届用紙に行き先・日時などを記入の上、事前にお申し出ください。尚、2 泊を限度とします。また、外出・外泊時の事故等につきましては当施設では責任を負いかねます。

※外泊中の状態変化により医療機関を受診する場合、施設の配置医師からの紹介状が必要で

すので必ず事前にご連絡ください。緊急の場合はこの限りではありませんが受診後に必ずご連絡ください。

(3) 喫煙について

施設内は、ご利用者ならびに職員の健康保持のため禁煙とさせていただきます。

(4) 火気の取扱い

発火の恐れのある物品等は持ち込まないとともに、火災防止上、危険を感じた時は直ちに職員に通報してください。

(5) その他禁止事項

当施設では、入居者に安心して日常生活を送っていただくために、他の入居者に対する「営利行為、宗教、特定の政治活動」は禁止します。

13. 複写物の閲覧

入居者又は契約者等は、サービスについての記録を日中の時間帯に事務所で閲覧できます。

14. 業務継続計画の策定

感染症や災害が発生した場合であっても、入居者が継続してサービスの提供を受けられるよう、また、早期の業務再開を図るための「業務継続計画」(BCP)を策定するとともに、当該計画に従い、必要な研修及び訓練を実施します。

15. 感染症対策

入居者の感染症を予防するため、平常時から感染症の対策のための研修及び訓練(シミュレーション)を実施するとともに迅速で適切な対応を図るものとします。感染症が発生した場合であっても、継続的にサービスが提供できるよう業務継続計画に従い研修及び訓練(シミュレーション)を実施します。

16. 非常災害対策

- (1) 「防災管理規程」に基づき、非常災害対策及び防災避難訓練を定期的実施します。また、地域住民や関係機関等を交え、所管消防署との連携及び避難・救出訓練等を実施します。
- (2) 災害が発生した場合であっても、必要なサービスを継続的に実施するための業務継続計画に従い必要な研修及び訓練(シミュレーション)等を実施します。

17. 事故発生時及び緊急時の対応

- (1) 施設は、事故発生防止のために、事故防止のための安全対策の担当者に施設長をあてるものとします。
- (2) 事故発生時及び緊急時は、速やかに処置及び対応し管理責任者に報告します。重大事故等の場合は長井市及び山形県にも報告します。入居者に容態の変化等があった場合は、医師に連絡するなど必要な措置を講じるとともに、緊急連絡先に連絡します。事故の大小にかかわらず、その原因を検証し、概要、経過、今後の対応策等を記録し、再発防止に努めます。また、サービスの提供に伴い、自己の責に帰する賠償すべき事故である時はその損害を賠償します。

18. 協力医療機関等

当施設では、次の医療機関・歯科医療機関に協力をいただいております。

名称	所在地
公立置賜総合病院	川西町大字西大塚 2000
公立置賜長井病院	長井市屋城町 2-1

松下歯科医院	長井市小出 3844-3
鈴木歯科医院	長井市四ツ谷 1-3-2

#### 19. 虐待の防止

施設は、入居者の人権の擁護、虐待発生又はその再発を防止するための指針に基づき虐待防止を推進するものとします。適切に実施するための担当者を管理者と定め、職員研修を年二回以上実施します。

#### 20. 身体拘束の適正化

施設サービスの提供にあたり、入居者または他入居者の生命又は身体を保護する為に緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等その他利用者の行動を制限しないものとします。

身体的拘束等の適正化を図るため、次のとおり必要な措置を講じるものとします。

- (1) 身体的拘束等を行う場合には、入居者や家族への十分な説明を行い同意を得た上で、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ります。
- (3) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
- (4) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施します。

#### 21. 苦情・相談について

入居者及び身元保証人または契約者が、提供されたサービス等に苦情やご相談等がある場合、苦情受付担当者に苦情等を申し立てることができます。また、苦情解決第三者委員でも受け付けております。その場合、事業者は事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無及び改善の方法について申立人に対し報告します。

受付担当者名	鳥 取 千 秋
電 話	0 2 3 8-8 7-0 5 6 7
F A X	0 2 3 8-8 7-0 5 8 8

※ご不明の点は、何でもお尋ねください。

※苦情やご相談は、長井市役所福祉あんしん課（82-8011）及び山形県国民健康保険団体連合会（0237-87-8000）でも受け付けております。

※苦情解決第三者委員会(窓口：介護老人保健施設リバーヒル長井内 84-7575)でも受け付けております。

令和 年 月 日

ユニット型地域密着型指定介護老人福祉施設入所者生活介護のサービス提供にあたり、契約者に対して本書面に基づき、重要事項の説明を行いました。

【事業所】 所在地 山形県長井市館町南 9-63  
事業所名 地域密着型特別養護老人ホーム野の香  
説明者 鳥取千秋

私は、本書面により、事業所からユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のサービス提供について、重要事項の説明を受け同意しました。

【同意者】 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_

(続柄: \_\_\_\_\_)